

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 2 年 6 月 25 日	
秋田県知事 佐 竹 敬 久 殿	
提出者 住 所 秋田県横手市雄物川町薄井字下開344番地 氏 名 株 式 会 社 吉 田 建 設 代表取締役 吉 田 博 行 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0182-23-1116	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社 吉 田 建 設
事 業 場 の 所 在 地	秋田県横手市雄物川町薄井字下開344番地
計 画 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	総合工事業
② 事 業 の 規 模	80,017万円
③ 従 業 員 数	34人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1 廃棄物処理フロー図参照



発 生 源	廃 棄 物	処 理 ・ 処 分
-------	-------	-----------

→ 廃棄処理の流れ
 自社処理施設作業部分

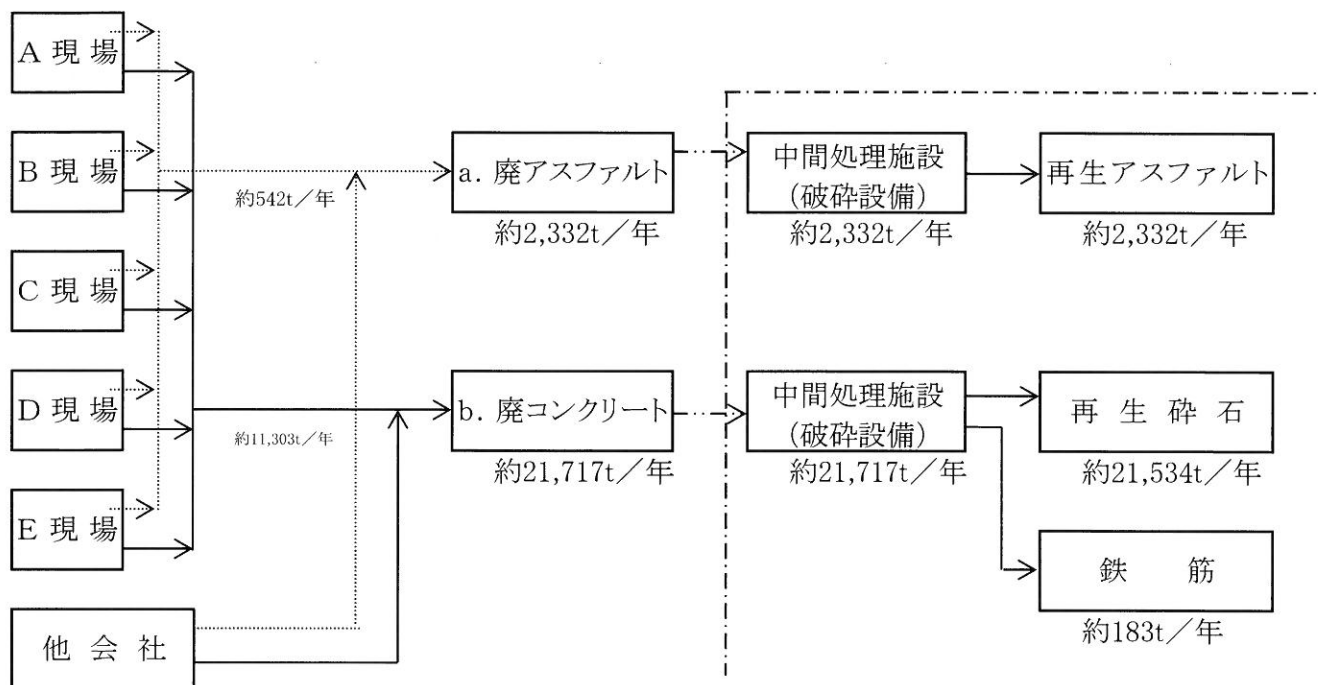


図1 廃棄物処理フロー図(現状)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙1のとおり		

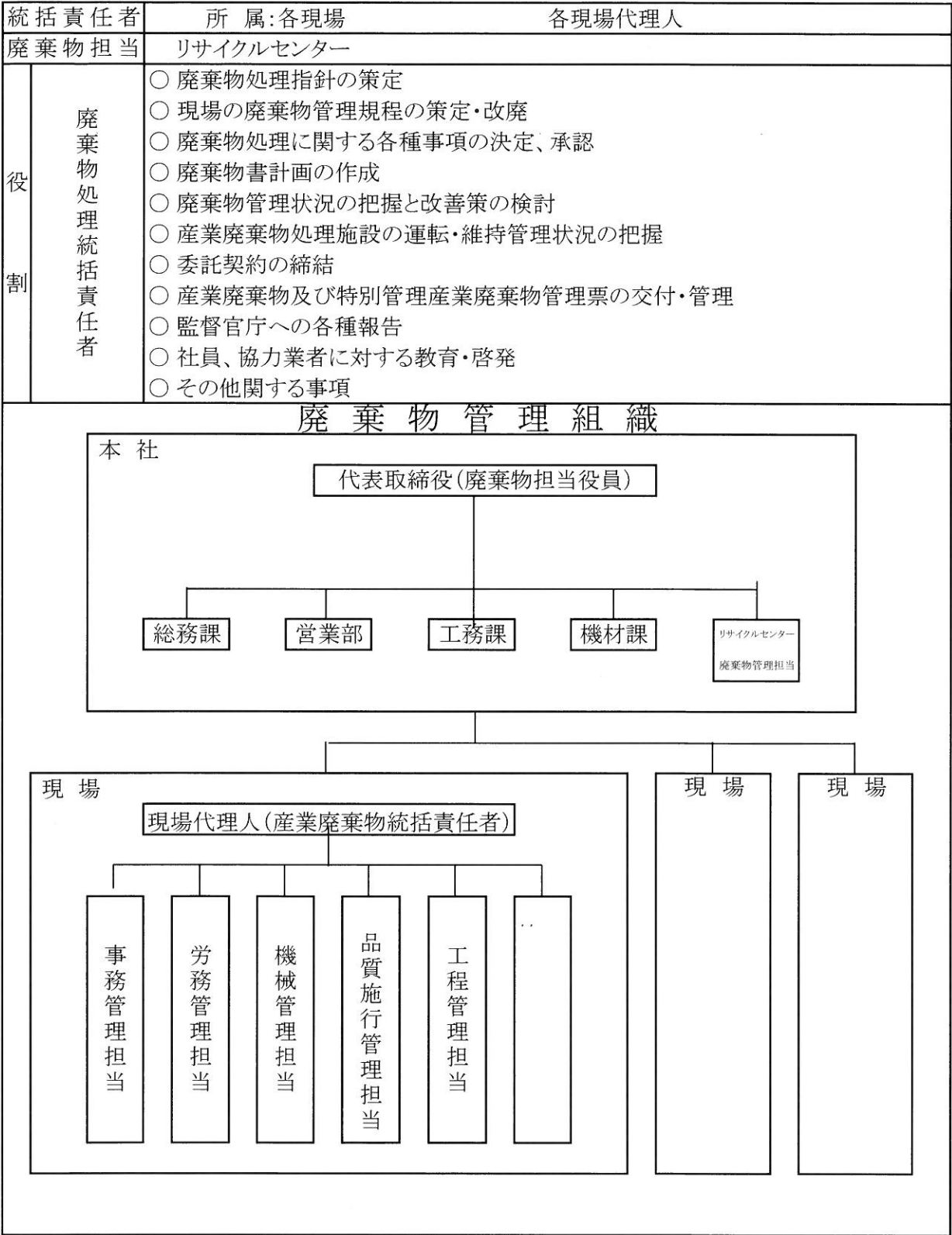
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度(令和元年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排 出 量	
	(これまでに実施した取組) (排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)	
	① 規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力すること。 ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理すること。 ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実行する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組と同じ	

産業廃棄物の分類に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業毎に発生した廃コンクリート、廃アスファルト、木くず、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、廃石膏ボード、ガラス・陶磁器くず、混廃をそれぞれ運搬し処理する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ

別紙1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



(2) 管理体制の強化

○ 管理体制(組織)

現場内の各担当と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織を編成する。これには、現場代理人の常時参加を図る。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

○ 管理職環境管理研修

課長級の職員を対象に、現場等において発生する産業廃棄物の管理、現場等において排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び協力業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度。

○ 廃棄物担当者実務研修

各現場における廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取り扱いの実務研修制度。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度(令和元年度)実績】

産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	木	金属くず	廃プラスチック類
排出量	11,440.60t	772.56t	324.16t	189.64t	9.62t
産業廃棄物の種類	紙	繊維	廃石膏ボード	ガラス・陶磁器くず・廃プラスチック・金属くず	混 廃
排出量	0.18t	1.70t	0.24t	0.09t	3.41t
産業廃棄物の種類	廃油				
排出量	0.17t				

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	木	金属くず	廃プラスチック類
排出量					
産業廃棄物の種類	紙	繊維	廃石膏ボード	ガラス・陶磁器くず	混 廃
排出量					
産業廃棄物の種類	廃油				
排出量					

※ 目標とする排出量は工事の受注内容により異なるため未定だが、廃棄物の抑制に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度(令和元年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	木くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	11,119.20t	542.52t	324.16t
	(これまでに実施した取組)			
産業廃棄物の処理に関する法令、その他の規則を遵守し、廃棄物の適正処理に努める。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	木くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
現状と同じ。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(令和元年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	金属くず
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	137.60t	230.04t	189.64t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
政令で定める基準に従い処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結する。				

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃コンクリート	廃アスファルト	金属くず
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			
	(今後実施する予定の取組)			
現状と同じ。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、いかに従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び組織を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内容として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び組織を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。